

## ●オートガード施工車両盗難保証規定

- ※「オートガード施工サービス」お申し込み当該車両を対象とします。
- ※保障期間は、お申し込み日から1年間とします。
- ※オートガード施工を行った車両が盗難にあった場合、お申し込み者又は当該車両所有者に対し10万円をお見舞金として保証します。
- ※盗難とは、盗難の事実発生から一ヶ月経過した時点で、当該車両が発見されないことをいいます。
- ※保証は1保証契約につき1回限りとします。



## ●主な免責事由

- ※所定の期日までにサービス施工代金のお支払いがない場合
- ※警察への届出がない場合
- ※お申し込み者の故意、重過失による盗難
- ※お申し込み者の親族、使用人、同居者による盗難
- ※地震、噴火、風災、水災等天災の際における盗難
- ※戦争、その他騒じょうの際における盗難